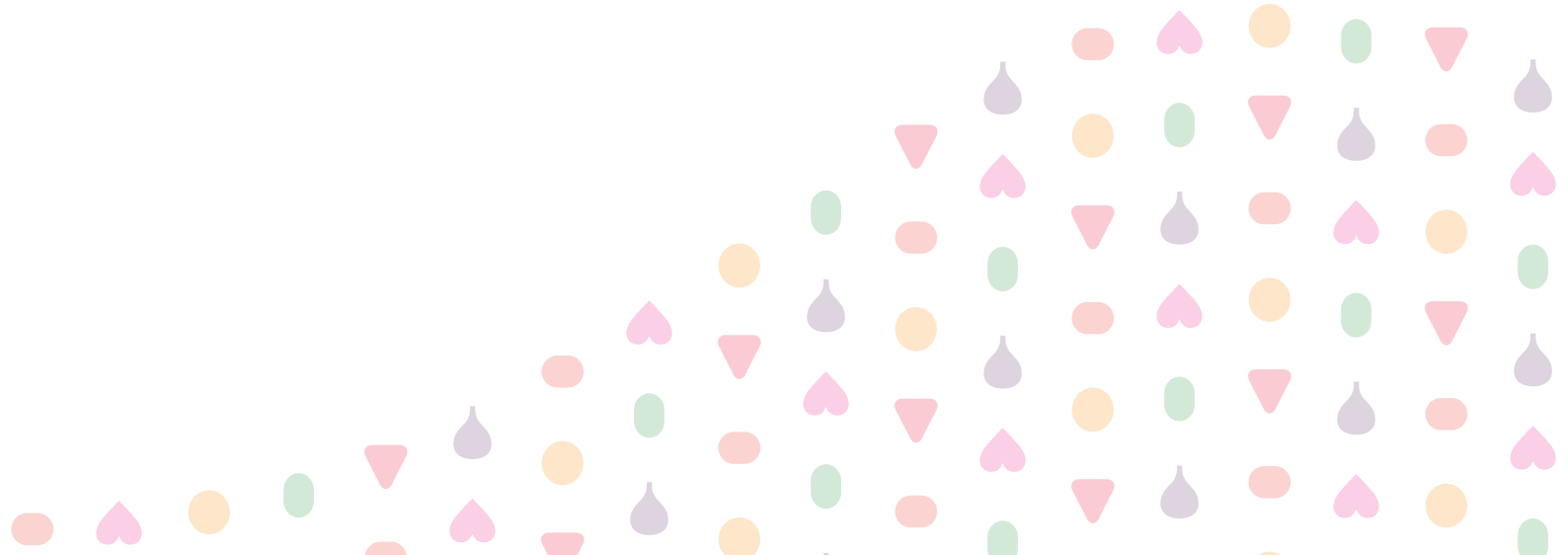




第4章

快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～

- 4-1-1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備 . . . 92,93
 - 4-1-2 道路や橋梁などまちの基盤整備 94,95
 - 4-1-3 公共交通ネットワークの充実 96,97
 - 4-2-1 快適な生活環境の維持 98,99
 - 4-2-2 ごみや資源物の効率的な収集・処理 100,101
 - 4-2-3 適切な生活排水対策の推進 102,103
 - 4-2-4 水道水の安定的な供給 104,105
 - 4-3-1 豊かな自然環境の保全 106,107
- 

4-1-1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
市民1人当たりの都市公園面積	都市公園の充実度を測る指標	8.4㎡ (2016年)	10.0㎡
地籍調査の進捗率	調査対象面積に対する現地調査が完了した面積の割合で、地籍調査の進捗状況を測る指標	76.5% (2016年)	100.0%
住宅や公園などの都市環境に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、都市環境の整備状況に対する満足度を測る指標	23.6%	35.0%
住みよいと感じている市民の割合	市民意識調査で「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と回答した市民の割合で、住みよい環境づくりへの取組に対する成果を測る指標	80.8%	現状値以上

現状と課題

- 本市は和歌山市や大阪府南部と隣接しており、立地条件がよく、自然環境と調和したまちなみを形成しています。2017(平成29)年度実施の市民意識調査においても、約8割の人が住みよいと回答しています。
- 本市の都市計画区域は、旧町単位の区域を2013(平成25)年4月に統一しています。また、適正な土地利用の誘導を図るため、「土地利用方針検討調整会」を設置し、土地利用方針の策定を進めています。
- 適切な管理が行われていない空き家が、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。2013(平成25)年度に実施した市内の

空き家調査の結果、998件の空き家が確認され、今後、人口減少の影響から、さらなる増加が予想されます。この状況に対応するため、都市景観の保全や空き家の活用などを目的とした「空家等対策協議会」を2017(平成29)年度に設置しています。

- 土地の適正管理と土地取引の円滑化、各事業への地籍データの有効活用を図るため、計画的に地籍調査事業に取り組んでいます。
- 2017(平成29)年10月時点で管理する市営住宅406戸のうち約35%が耐用年数を経過しており、施設設備や機能面で老朽化が進んでいます。

主な課題

- 土地利用方針に基づいて用途地域などの設定を行い、計画的な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 空き家の増加による治安や景観悪化への対策が必要です。
- 地籍調査の早期完了に向け、計画的な事業の実施が必要です。
- 市営住宅の建替え・用途廃止などを検討していくとともに、今後のあり方や方向性の検討が必要です。

主な取組方針

方針① 計画的な土地利用の促進

- 本市の土地利用方針を市内外に発信し、積極的な規制誘導に努め、計画的なまちづくりを推進します。
- 「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」「都市計画法」の適切な運用により、農地を保全しつつ、自然環境と居住環境が調和した計画的なまちづくりを推進します。
- 市の健全な発展を推進するため「都市計画マスタープラン^{※1}」を更新します。

方針② 良好な居住環境の形成

- 防災・衛生・景観などの生活環境を維持するため、「空家等対策計画」に基づき、空き家対策を推進します。
- 屋外広告物への適切な許可や無届広告物に対するパトロールを実施し、良好な景観を維持します。

方針③ 地籍調査の着実な推進

- 「地籍調査計画」に基づき、効率的な地籍調査事業を引き続き実施し、早期完了を目指します。

方針④ 計画的な都市基盤整備の推進

- 利便性の高い都市活動を促進するため、都市計画道路の計画的な整備推進と沿道のまちづくりを推進します。
- 都市核の機能強化を図るため、駅周辺整備や市街地の整備を検討します。
- 地域間・世代間の交流の場として、計画的な公園・緑地の整備を推進します。また、近年の大規模災害の教訓から防災機能を有した公園の整備を検討します。

方針⑤ 市営住宅の適正管理

- 市営住宅の建替えや用途廃止などを検討するとともに、保全する住宅については「公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修工事などを行い、適正な維持管理に努めます。

協働 とともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 都市計画に理解を深めます。
- 都市計画事業への理解と協力をします。



地域
(みんなでできること)

- 地域の居住環境の維持に努めます。
- 都市計画事業への理解と協力をします。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 関係法令を遵守し、景観に配慮した事業活動に努めます。
- 都市計画事業への理解と協力をします。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	都市計画マスタープラン	2008年度～
	公営住宅等長寿命化計画	2012年度～ 2021年度
	空家等対策計画	2018年度～ 2027年度
	地籍調査計画	2008年度～ 2022年度

4-1-2 道路や橋梁などまちの基盤整備……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「まあそう思う」と回答した市民の割合で、生活道路の整備に対する成果を測る指標	30.8%	50.0%
長寿命化対策済橋梁の割合	点検済橋梁数に占める対策済橋梁数の割合で、橋梁の安全対策の進捗状況を測る指標	35.0% (2016年)	80.0%
道路・橋梁維持管理上の事故件数	市が管理する道路における管理瑕疵により保険適応となった事故件数で、道路の適正な維持管理の状況を測る指標	2件 (2016年)	0件

現状と課題

- 2012(平成24)年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、道路インフラの老朽化問題が注目されるようになり、全ての橋梁などで5年に1度、国が定める統一的な基準に基づく点検が義務化されるなど、道路管理者による適切な維持管理が求められています。
- 本市が管理する橋梁は、2016(平成28)年度末時点で826橋、主な橋梁として119橋を管理しています。主な橋梁のうち、架設後50年を経過するものが25%(29橋)を占めており、20年後の2036年には72%(85橋)に増加する見込みであることから、「橋梁長寿命化修繕計画」や「橋梁個別施設計画」に基づき、毎年度3橋を目標に予防的な修繕を実施しています。
- これまでに、井田中ノ才線や調月三和線の新設道路の整備や丸85号線の白岩橋改修、那賀打田線の紀の

川インターチェンジ付近の歩道整備など、市民の安全性・機能性の向上につながる市道や橋梁の整備・改修に取り組んできました。現在は、東国分赤尾線や上野庁舎前線などの改良工事を重点的に実施しています。

- 一方、地域の生活道路の改修状況については、毎年度、地元自治会から要望があった件数の20%程度にとどまっている状況です。
- 府県間道路の整備に関しては、物流や観光の活性化に加えて、災害時の代替路確保など、県全体にも大きな整備効果をもたらす京奈和関空連絡道路の早期実現を目指し、京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会を中心とした取組を推進しています。

主な課題

- 道路や橋梁の老朽化対策が必要です。
- 市民の安全性や機能性の向上につながる生活道路の計画的な整備が必要です。
- 府県間道路の整備や幹線道路の機能強化が必要です。

主な取組方針

方針① 橋梁の適正な維持管理

- 安全で安心して通行できるよう適正な維持管理を行うとともに、「橋梁個別施設計画」に基づき、優先度の高い橋梁から計画的に修繕を進めます。
- 橋梁修繕については、将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保するため、従来の対症療法型^{※1}の維持管理から予防保全型^{※2}の維持管理に転換します。

方針② 市道の整備・充実

- 整備箇所の選択と集中により、効率的・効果的な市道整備を進めるための指針となる「道路整備計画」を策定し、計画的に市道を整備します。
- 自治会からの生活道路の改修要望に対応できるよう、効果的な方法を検討した上で事業を推進します。
- 通学路を中心に歩行者の安全確保対策を推進します。

方針③ 高速道路、国・県道の整備促進

- 市民や地域、地元企業の理解・協力を得ながら、県や関係団体と連携し、国への働きかけを行うなど、京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた取組を推進します。
- 県道泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、県道泉佐野岩出線の南伸についても関係機関と連携し推進します。

協働 とともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 道路をきれいに保ちます。
- 道路の危険箇所の通報を行います。



地域
(みんなのできること)

- 道路清掃(ボランティア)に協力します。
- 道路整備への理解と協力を行います。



企業・NPO団体
(事業者等のできること)

- 道路清掃(ボランティア)に協力します。
- 道路の適正な利用に努めます。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	橋梁長寿命化修繕計画	2014年度～
	橋梁個別施設計画	2016年度～ 2025年度



京奈和関空連絡道路整備促進活動



橋梁点検

用語説明

※1 対症療法型

状況に応じて対応すること。ここでは、施設などに損傷が発生してから対応すること。

※2 予防保全型

定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修などに至る前の軽微な段階で補修し、長く使うこと。

4-1-3 公共交通ネットワークの充実……………

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
公共交通に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、公共交通の整備、利用促進による成果を測る指標	24.9%	30.0%
地域巡回バスの年間利用者数	地域巡回バスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	39,891人 (2016年)	41,000人
紀の川コミュニティバスの年間利用者数	紀の川コミュニティバスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	33,473人 (2016年)	34,000人
粉河熊取線の年間利用者数	粉河熊取線(路線バス)の利用状況と利用促進による成果を測る指標	68,968人 (2016年)	70,000人

現状と課題

- 2013(平成25)年に「交通政策基本法」の制定、2014(平成26)年に「交通政策基本計画」が策定され、交通に関する国の施策の基本理念などが示され、地方公共団体はその理念に基づき地域に応じた交通政策を展開しています。また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が2014(平成26)年に改正され、地方公共団体を中心として、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を行う「地域公共交通網形成計画」の策定が推進されています。
- 2017(平成29)年度の市民意識調査結果によると、公共交通は移動手段として重要と捉えられているにもかかわらず、満足率が低い(24.9%)状況です。
- 本市の地域巡回バスの路線は、公立那賀病院へのアクセス向上や市役所本庁舎を拠点とした路線変更により、利用需要に即した路線を設定しています。
- バス路線は、利用状況や地域の要望に応じてバス停を配置し、公共交通空白地域の解消を図ってきましたが、全体的には利用者数が減少傾向です。
- 2017(平成29)年3月31日に、和歌山バス那賀(株)が運行する路線バス「橋本線」が廃止されました。人口減少などにより利用者の減少が続く中、「公共交通は乗らないと無くなる」という時代が到来しています。
- 2016(平成28)年4月1日から、デマンド型乗合タクシー^{※1}の試行運行を開始し、山間部における公共交通空白地域の解消に向けた取組を進めています。

主な課題

- 持続可能な公共交通ネットワークの再構築と利便性の向上が必要です。
- 公共交通の利用促進につながるさらなる啓発や取組が必要です。

用語説明

※1 デマンド型乗合タクシー

バスの運行が困難な地域に対し、タクシー車両などを使用して予約型で運行する公共交通。事前の予約者登録と利用時の予約が必要で、乗合で運行する。

主な取組方針

方針① 公共交通の維持・確保・充実

- 交通事業者や国・県と連携して「地域公共交通網形成計画」を策定し、多様な主体が利用しやすい公共交通の方向性を示します。
- 「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の路線を再検討し、利便性の高い公共交通ネットワークの再構築を進めます。
- バス路線ごとの利用実態を把握し、利用実態に応じたバス路線の提供を検討します。
- 県と和歌山市と共同で和歌山電鐵貴志川線の安全運行を確保するため、設備に対する支援を行います。

方針② 公共交通の利用促進・啓発

- 公共交通への関心を高め、利用促進につなげるため、市民に公共交通の現状などについて分かりやすい情報発信を行います。
- バスと鉄道を一体的に利用できるように、交通系ICカード※²の導入をはじめとした乗り継ぎ環境の整備や支援を検討します。
- 地域の拠点となる駅へのアクセス向上を図るため、駐輪場など駅周辺環境の整備を進めます。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 定期的に公共交通を利用します。



地域
(みんなのできること)

- 公共交通利用に関する機運を高めます。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 鉄道・路線バスなどの利用環境を整備します。
- 利便性の向上や周知・誘客方法を検討します。



地域巡回バス



公共交通ネットワークの再構築に向けた市民への情報発信(地域公共交通活性化シンポジウム)

4-2-1 快適な生活環境の維持

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
狂犬病予防注射の接種率	飼い犬登録されている犬のうち、狂犬病予防接種済みの犬の割合で、生活衛生対策の取組状況を測る指標	58.0% (2016年)	70.0%
公害苦情件数	市に寄せられた公害に関する苦情件数で、生活環境対策の取組状況を測る指標	80件 (2016年)	60件
空き地管理指導に対する対処率	空き地の適正管理の指導を行った件数のうち、適切に改善された件数の割合で、生活環境対策の取組の成果を測る指標	82.0% (2016年)	90.0%
市の生活環境の維持・保全に関する取組に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、生活環境の維持・保全の取組の成果を測る指標	31.3%	40.0%

現状と課題

- 地球温暖化や大気汚染などの環境問題が深刻化している中、本市においても「環境保全条例」に基づき、市民が健康で文化的な生活が営めるよう、良好な環境の保全に努めています。
- 地域の水路一斉清掃など、市民が主体となって地域美化清掃活動に取り組んでいますが、地域コミュニティの希薄化などにより、参加者の減少が懸念されています。
- 空き地の指導管理をはじめ、環境に対するさまざまな不適正行為に対して、状況に配慮した対応を行っています。特に、不法投棄のパトロールや啓発を強化していますが、ゴミの有料化などによる処理費用の増加により、不法投棄は後を絶たない状況です。
- 火葬場・斎場の運営については、五色台聖苑への市全域加入の移行が円滑に行われた結果、老朽化した施設の整理統合によって効率化・合理化が図られています。
- 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を巡っては、近年、安全や環境、景観への悪影響といった問題が全国的に表面化しています。地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減が求められる中、県と連携して環境との調和を確保しながら事業の普及を図る必要があります。
- ペットの糞や鳴き声、野良猫の増加などに対する苦情・相談が多く寄せられています。ペットの諸問題については、飼い主のみならず動物に関わる全ての人が協力して取り組んでいく必要があります。

主な課題

- 市民や地域・事業者の環境保全や環境美化へのさらなる理解と意識の高揚が必要です。
- 周辺環境に悪影響を及ぼしている空き地の適正管理を促す必要があります。
- 不法投棄を未然に防止・抑制する取組のさらなる強化が必要です。
- 地球温暖化対策や低炭素社会^{※1}の実現に向けた取組の推進が必要です。

主な取組方針

方針① 環境保全の推進

- 市民の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、「環境保全条例」に基づく規制・指導などを徹底し、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 「環境基本計画」を策定し、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

方針② 美しいまちづくりの推進

- 地域の水路の一斉清掃など市民自らが取り組む地域美化清掃活動を支援し、市民協働による美化清掃活動がより活発になるよう啓発します。
- 増加傾向にある適切に管理されていない空き地について、生活環境の悪化につながる前の対策を推進します。
- 不法投棄に関しては、警察・県・他市町村・地域との連携を強化するとともに、監視カメラを増設するなど防止対策を強化します。

方針③ 生活衛生の向上

- 獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性を周知するなどペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うとともに、県が実施する地域猫対策^{※2}を推進します。
- 地元飲料水供給施設^{※3}の適切な維持管理に対する支援を引き続き行います。
- 市営墓地の適正な維持管理を行います。

方針④ 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策をはじめ、環境負荷の低減に向け、各種団体・事業者などと連携し、環境教育・学習を積極的に推進します。
- 市役所においても、地球温暖化対策をはじめ緑化活動や再生資源の回収活動など、良好な環境の保全に関する活動に取り組みます。

協働 とともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 環境に配慮した生活を心掛けます。
- 美化清掃活動に参加します。



地域
(みんなでできること)

- 美化清掃活動に取り組みます。
- 生活環境のさまざまな問題に対して、できる限り地域内で問題解決するよう努めます。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 環境保全活動や美化清掃活動に参加・協力します。
- 公害防止関係法令などを遵守し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。

関連する
個別計画

計画名

地球温暖化対策実行計画

計画期間

2018年度～2022年度

用語説明

※2 地域猫対策

野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌・給水、排泄物の適正な処理を地域住民・ボランティア・行政が協働で行う活動

※3 地元飲料水供給施設

給水人口が100人以下で、簡易な滅菌装置を備えた飲料水を供給する施設

4-2-2 ごみや資源物の効率的な収集・処理……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量で、ごみ減量化の取組の成果を測る指標	650g (2016年)	624g
ごみ資源化率	ごみ排出量のうち、資源化されたごみの量の割合で、ごみの資源化への取組状況を測る指標	11.0% (2016年)	13.0%
ごみ処理・資源化対策を満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、ごみ処理・資源化対策の取組の成果を測る指標	45.3%	50.0%

現状と課題

- 国では循環型社会^{※1}の形成と推進に向けた法整備、計画の策定を進めており、本市においても2017(平成29)年7月からごみ処理料金の見直しを実施するなど、市民・事業者などの協力を得て、ごみの減量・資源化を着実に推進しています。
- 市民1人1日当たりのごみ排出量は、県平均より少ない状況ですが、2015(平成27)年度は623g、2016(平成28)年度は650gと増加傾向であるため、ごみの減量化に向けた市民意識の醸成が必要です。
- ごみ集積所の設置箇所数については、地域による差が大きく、ごみ収集業務の効率化を図るため、集約化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- 海南市、紀美野町と共同で設置した紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設^{※2})が2016(平成28)年3月から稼働し、ごみ処理の効率化を図るとともに、余熱を有効利用した発電設備の効果から、環境にやさしい施設運営が可能になりました。

主な課題

- 減量化・資源化に対するさらなる市民の意識醸成が必要です。
- ごみ集積所の集約化など、さらなる収集業務の効率化を図る必要があります。
- 高齢者などのごみ出し困難家庭への配慮・対応を検討していく必要があります。
- 紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設)の適切な運営が必要です。

用語説明

※1 循環型社会

環境への負荷の低減を目指し、天然資源の採取・消費を極力削減し、可能な限り有効に活用することにより、廃棄されるものを最小限に抑えた社会

※2 ごみ処理中間処理施設

廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・成形、中和、脱水などを行い、廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化する施設

主な取組方針

方針① ごみの減量化・資源化の促進

- ごみの分別方法やごみの出し方について、市のホームページや広報紙、出前講座などで啓発・周知することで、ごみの減量化・資源化に対する市民の意識の向上を図ります。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系ごみ)の減量化・再資源化を徹底するなど、事業者への意識の向上を図ります。

方針② より効率的なごみ収集体制の構築

- ごみ収集の効率化を図るため、自治会単位で集積場所の集約化の必要性について周知します。
- ごみ集積所を集約化した場合、高齢化の進展により単身世帯でごみ出しが困難となる家庭が増える可能性があるため、その対応を検討し、新たな収集体制の構築に取り組みます。

方針③ ごみの適正処理の推進

- 海南市、紀美野町と連携し、紀の海クリーンセンターの適正な運営に取り組みます。
- 収集から最終処分までのごみの適正処理を行います。

協働 とともに進めるために



個人

(1人でできること)

- ごみの分別や減量に努めます。



地域

(みんなでできること)

- ごみ出しが困難な家庭への支援を行います。
- ごみ集積所の集約化に協力します。



企業・NPO団体

(事業者等でできること)

- ごみの分別や減量化、適正処理に努めます。

関連する
個別計画

計画名

一般廃棄物処理基本計画

計画期間

2006年度～ 2018年度



ごみの減量、資源化の促進(出前講座)



ごみ集積所の集約化

4-2-3 適切な生活排水対策の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
整備済面積	公共下水道 ^{※1} の整備済面積で、公共下水道の整備状況を測る指標	232ha (2016年)	310ha
公共下水道接続率	公共下水道の利用状況を測る指標	44.5% (2016年)	85.0%
汚水処理人口普及率(水洗化率)	総人口に占める公共下水道と農業集落排水施設 ^{※2} の利用ができる区域内の人口とこれらの区域外の合併処理浄化槽 ^{※3} による処理人口の割合で、汚水処理施設の普及状況を測る指標	60.8% (2016年)	70.0%
生活排水処理対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、生活排水処理対策の取組の成果を測る指標	29.5%	40.0%

現状と課題

- 県の汚水処理施設による生活排水対策は、汚水処理人口普及率が全国ワースト2位と著しく遅れています。本市においても公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽それぞれの特徴を生かした汚水処理施設を計画的に整備する必要があります。
- 県では、人口減少などの変化を踏まえて、各種汚水処理施設の整備を効率的かつ適正に進めるための構想である「全県域汚水適正処理構想」を2016(平成28)年度に見直しました。本市も本構想に基づき、人口減少を考慮するなど、地域の実情に応じた整備手法の選択が求められています。
- 公共下水道事業においては2004(平成16)年度から整備を開始し、全体計画1,526.62haのうち、事業認可区域406haを取得し、2016(平成28)年度末で232.1haの整備が完了しています。一方、接続戸数は、2016(平成28)年度末で供用開始済み2,533戸のう

ち1,127戸(44.5%)と伸び悩んでいる状況です。

- 下水道事業の経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげるため、「地方公営企業法」を適用し、公営企業会計^{※4}への移行を進めています。
- 合併処理浄化槽の普及促進を図るため、整備費に対する補助制度を創設しており、2006(平成18)年度から2016(平成28)年度までに2,617件の交付を行いました。また、2015(平成27)年度から単独処理浄化槽^{※5}撤去に対する補助制度を創設し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。
- し尿を適正に収集・処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

主な課題

- 人口減少や地域の実情に応じた効率的かつ効果的な汚水処理施設の整備を推進する必要があります。
- 下水道事業のより一層の経営健全化と未接続世帯の解消が必要です。
- し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進し、水洗化率を高める必要があります。
- 浄化槽が本来持つ機能を十分に発揮し、水質保全が図れるよう、保守点検・清掃・法定検査などの維持管理の徹底を促す必要があります。
- 快適で衛生的な生活環境を創造する上で、生活排水対策の重要性を啓発する必要があります。

主な取組方針

方針① 下水道の計画的な整備と施設の適正管理

- 汚水処理施設の重要性についての啓発をさらに進めるとともに、接続率の向上を図ります。
- 市民ニーズを踏まえて、限られた予算・財源の中で効率的かつ効果的に整備を進めます。また、土地利用計画との整合を図り、公共下水道事業の全体計画を見直し、効率的な汚水処理環境の整備を進めます。
- 経営状況の可視化を図るため、公営企業会計への移行を完了させるとともに、さらなる経営基盤の強化に取り組めます。
- 施設の計画的な更新や修繕を行い、適正な施設の維持管理を行います。

方針② 浄化槽の普及促進とし尿の適正処理

- 家庭の雑排水や工場排水が、河川などの環境に大きな影響を及ぼすことを啓発し、自然や生活環境の保全に対する市民・事業者の意識向上を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、市民の負担を軽減することで、合併処理浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。
- 水質保全センター、清掃業者と連携を図り、保守点検・清掃・法定検査の受検率を向上させ、正しい浄化槽の管理により、きれいな水を排水するよう指導・啓発します。
- し尿処理許可業者と連携し、汲み取り、浄化槽清掃の適正な実施を図ります。

協働 ともに進めるために



個人

(1人でできること)

- 生活排水対策の必要性、重要性を認識します。
- 合併処理浄化槽や公共下水道などを積極的に利用します。



地域

(みんなでできること)

- 快適な水環境を保全します。
- 合併処理浄化槽や公共下水道などの整備に理解、協力をします。



企業・NPO団体

(事業者等でできること)

- 法令を遵守し、適切に下水道施設を使用します。
- 合併処理浄化槽や公共下水道などの整備に理解、協力をします。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	流域関連公共下水道全体計画	2011年度～ 2035年度
	下水道事業経営戦略(公共下水道事業・農業集落排水事業)	2017年度～ 2026年度
	一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)	2006年度～ 2018年度

用語説明

- ※1 公共下水道
主として市街地における汚水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。
- ※2 農業集落排水施設
おおむね対象戸数20戸以上、受益者1,000人以下の農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設のこと。本市では、貴志川町西山地区、桃山町善田地区農業集落排水処理施設がこれにあたる。
- ※3 合併処理浄化槽
台所、風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことで、単独浄化槽に比べて汚水の処理能力が高い。一般的に人家がまばらで集合処理することが困難な地域において戸別に設置される。
- ※4 公営企業会計
地方公共団体が経営する水道事業、病院事業などの公営企業に対する会計制度のこと。民間企業と同様の会計基準であり、経営・資産などの正確な把握により経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に資するもの。
- ※5 単独処理浄化槽
トイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽のこと。汚水の処理能力が低いいため水環境を守ることを目的に、平成12年に法律が改正され、単独処理浄化槽の新設は認められていない。

4-2-4 水道水の安定的な供給

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
配水池 ^{※1} 耐震化率	配水池のうち、高度な耐震化がなされている施設容量の割合で、配水池の耐震化の状況を測る指標	25.7% (2016年)	40.0%
有収率	年間総配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合で、施設の稼働が収益につながっているかを測る指標	82.5% (2016年)	85.0%
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模が経営に及ぼす影響を示す指標	716.8% (2016年)	559.0%
水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、水道の安定供給に対する取組の成果を測る指標	71.0%	80.0%

現状と課題

- 全国的に人口減少に伴う給水人口の減少や節水型社会の浸透により、水需要は減少傾向にあります。また、高度成長期に整備された水道施設の老朽化が問題となっています。
- 2015(平成27)年度の給水人口は61,186人、2016(平成28)年度には60,362人と減少しています。また、節水機器の普及も影響し、給水量の減少により年々給水収益が減少しています。
- 水道施設は老朽化が進行しており、更新計画に基づき、優先度が高いものから計画的に整備を行っています。
- 浄水施設^{※2}や配水池の耐震化率は、全国平均や県平均と比較すると低い水準にあります。

均と比較すると低い水準にあります。

- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると「水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合」が71.0%で、市の全ての取組に対する評価の中で最も高い満足度となっており、水道水に対する安全性、安心度が高く評価されています。
- 事業運営を計画的に行うため、2016(平成28)年度に「第2次水道事業基本計画」を策定しました。また、規模が小さく経営基盤の弱い簡易水道事業^{※3}を上水道事業に統合するとともに、水道料金の滞納整理、給水装置^{※4}の開閉栓や窓口業務を民間事業者へ業務委託することで経営の効率化やサービスの向上に努めてきました。

主な課題

- 老朽化した水道施設の計画的な更新が必要です。
- 大規模地震などの災害に備えて、施設の耐震化を進めることが必要です。
- 給水収益の減少が予想されるため、さらなる経営の効率化を図り、安定的な事業運営につなげる必要があります。
- 継続して給水が行えるよう、職員が持つ技術を継承する取組が必要です。

主な取組方針

方針① 老朽化施設の計画的な更新

- 施設の重要度を考慮し、優先度が高い施設から計画的に更新を行います。また、優先度の低い施設においては、延命化を図りつつ施設の健全性の維持に努めます。
- 施設の更新には多額の費用を要するため、年度間における費用負担の平準化を図りながら更新を進めます。

方針② 重要施設の耐震化の推進

- 地震などの災害に備え、策定した耐震化計画に基づき、重要な水道施設の耐震化を進めます。
- 災害時に速やかな給水を行うため、配水池の耐震化に併せて水の流出を防ぐ緊急遮断弁^{※5}の設置を進めます。

方針③ 水道事業の安定経営

- 施設整備にあたっては、国や県の交付金を活用するとともに、企業債の借入金を抑制し、経営の健全化に努めます。
- 業務委託を活用し、民間活力を導入することで経営の効率化とサービスの向上を図ります。
- 将来にわたり水道事業を継続していくため、水道事業運営審議会において、事業計画に基づく適正な料金水準などを審議し、水道事業の安定経営に努めます。
- 業務マニュアルを整備し、技術継承に取り組み、効率的な人材育成を継続的にを行います。

協働 とともに進めるために



個人

(1人でできること)

- 水道料金を負担します。
- 給水装置を適正に維持管理します。



地域

(みんなでできること)

- 地域における水源の保全に協力します。



企業・NPO団体

(事業者等でできること)

- 水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めます。

関連する
個別計画

計画名

計画期間

水道事業基本計画

2017年度～

水道事業ビジョン

2017年度～ 2026年度

用語説明

※1 配水池

浄水施設から送られた水道水を一時的に貯留し、需要量に応じて流出制御を行う施設。

※2 浄水施設

地下水や河川などから取水した水(原水)を、安心して飲むことができる水道水にするため処理する施設。

※3 簡易水道事業

給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業であり、主として農山漁村を中心に整備された水道のこと。

※4 給水装置

需要者に水道水を供給するため、市の設置した配水管から分岐して設けられた給水管とこれに直結する給水用具。

※5 緊急遮断弁

配水池などの流出口に取り付け、緊急時に制御盤からの信号によって管と配水池を遮断し、水道水の流出を遮断する仕組みのこと。

4-3-1 豊かな自然環境の保全

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
豊かな自然が残っていると 感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、自然環境の保全状況を測る指標	84.1%	現状値以上
人工林の間伐実施率	人工林面積に占める間伐実施面積の割合で、森林整備の状況を測る指標	34.0% (2016年)	45.0%
狩猟免許保有者数	狩猟免許の保有者数で、自然環境保全につながる鳥獣捕獲体制の状況を測る指標	240人	270人

現状と課題

- 2017(平成29)年度に実施した市民意識調査では、約8割の方が「豊かな自然が残っている」と感じており、本市の魅力である山林、農地、河川、ため池などで構成される美しい自然環境をいつまでも守り続けていく必要があります。
- 本市では、花いっぱい運動や休耕田の保全活動、河川清掃活動など市民・地域・団体・事業者が主体となった自然環境保全活動を推進しています。
- 農業が盛んな本市では、農産物の供給機能以外の自然環境の保全や良好な景観の形成など、農業の多面的な機能に配慮しながら「農村環境計画」に基づき、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら農業農村整備を進めています。
- 水源かん養機能^{※1}、保健休養機能^{※2}、景観形成機能^{※3}
- 2017(平成29)年度に実施した市民意識調査では、約8割の方が「豊かな自然が残っている」と感じており、本市の魅力である山林、農地、河川、ため池などで構成される美しい自然環境をいつまでも守り続けていく必要があります。
- 本市では、花いっぱい運動や休耕田の保全活動、河川清掃活動など市民・地域・団体・事業者が主体となった自然環境保全活動を推進しています。
- 農業が盛んな本市では、農産物の供給機能以外の自然環境の保全や良好な景観の形成など、農業の多面的な機能に配慮しながら「農村環境計画」に基づき、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら農業農村整備を進めています。
- 水源かん養機能^{※1}、保健休養機能^{※2}、景観形成機能^{※3}
- 鳥獣被害の増加に対応するため、狩猟免許取得者への支援を実施しています。また、市が主体的に鳥獣被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施隊を組織しています。
- 奈良県も含めた紀の川流域市町村で吉野川・紀の川流域協議会を組織し、地域の活性化に関する活動を展開しています。また、市民が安全に河川でふれあい楽しむことができる環境を整備し、ホテルなどの貴重な水生生物を守る環境づくりを支援することで、水辺の豊かな自然の保全に努めています。

主な課題

- 豊かな自然環境を保全し、将来に継承するための啓発や教育が必要です。
- 適切な自然環境の保全、整備が必要です。
- 自然とのふれあいや体験ができる環境の整備など、自然環境の有効活用が必要です。

用語説明

- ※1 水源かん養機能
森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。
- ※2 保健休養機能
農村の澄んだ空気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、安心とやすらぎを与えることで心と体をリフレッシュさせる働きのこと。
- ※3 景観形成機能
四季を彩る美しい景色・景観が、その地域の住民や訪れる訪問者の美的感覚や心に訴えかけ、人の心をなごませる働きのこと。

主な取組方針

方針① 自然環境保全につながる教育・啓発の推進

- 本市の豊かな自然を後世に引き継ぐため、市内外にその魅力を発信します。
- 小学校単位で実施している生き物調査など、学校教育による次代を担う子供たちへの環境保全意識の啓発活動を引き続き行います。
- 企業参加の森づくりの取組をさらに推進し、自然環境保全の重要性を積極的に啓発します。
- 関係機関と連携し、河川清掃活動やごみの持ち帰り活動などを積極的に推進し、自然環境保全への意識の高揚を図ります。

方針② 自然環境の保全・整備の推進

- 農業の多面的な機能に配慮し、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら、引き続き農業農村整備を進めます。
- 「森林整備計画」に基づく人工林の間伐など適正な森林の整備を推進します。さらに林地台帳の整備、森林所有者の確定や境界の明確化、林業の担い手対策、木材の利活用推進など森林整備が円滑に行われる取組により、森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- 国や県、関係機関と連携して市民が安全に水辺の自然とふれあうことができるよう、河川の保全・整備を推進します。

方針③ 自然とのふれあいの場の創出

- 関係機関と連携し、河川や森林などの環境を保全することで、ホタルやオニバス^{※4}、キイシモツケ^{※5}、リュウノヒゲモ^{※6}などの希少な生物の保全に努めます。
- 河川や森林などが有する魅力をはじめ、交流施設を適切に管理することで発揮される機能を有効に活用し、市民や多くの来訪者を対象に自然とのふれあいの場を提供します。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 自然環境を保全する意識を持ちます。
- 清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。



地域
(みんなでできること)

- 自然環境を保全する意識を持ちます。
- 清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 自然環境を保全する意識を持ちます。
- 清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	農村環境計画	2009年度～
	鳥獣被害防止計画	2017年度～ 2019年度
	森林整備計画	2017年度～ 2027年度

用語説明

※4 オニバス

池や湖沼に生えて、大きな葉を水面に浮かべる1年草。池の改修や水質汚染などの影響で全国的にも激減。県では最も絶滅のおそれの高いものとして指定されている。

※5 キイシモツケ

和歌山県だけに分布する貴重な植物。龍門山に群生するキイシモツケは、県特産種で蛇紋岩地帯に好んで生育し、5月～6月ごろ、白い花を咲かせる。県の天然記念物にも指定されている。

※6 リュウノヒゲモ

流速のある水路に生育する沈水性の多年草。全国的な稀少種であり、近畿でも数か所にしか知られていない。本市粉河の荒見井水路改修にとまなう環境配慮対策として保全対策がとられている。